

STOP!!  
飲酒運転

守るあなたも



メダル

交通ルール

モデル：渡辺夏海  
所属事務所：ライジングプロダクション

©沖縄県警察・沖縄県交通安全協会連合会

交通安全講話

警察本部  
交通企画課



# 改正道路交通法

**携帯電話使用等に  
関する罰則の強化  
(令和元年12月1日施行)**

# 運転中のスマホ等利用に対する罰則強化の内容

運転中に  
スマホ等を使用

携帯電話使用等（保持）…通話（保持）、画像注視（保持）する行為

画面を注視  
するのはNG!



## 改正前

**罰則** 5万円以下の罰金

**反則金** 大型…7千円  
普通…6千円  
二輪…6千円  
原付…5千円

**点数** 1点

## 改正後

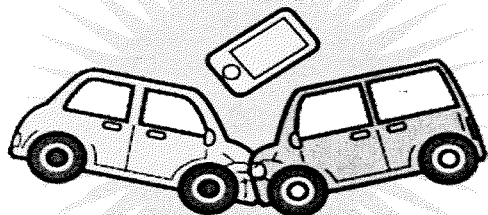
**罰則** 6月以下の懲役又は  
10万円以下の罰金

**反則金** 大型…2万5千円  
普通…1万8千円  
二輪…1万5千円  
原付…1万2千円

**点数** 3点

さらに  
事故を  
起こした

携帯電話使用等（交通の危険）…通話（保持）、画像注視（保持）、画像注視（非保持）することによって交通の危険を生じさせる行為



即、免停!

## 改正前

**罰則** 3月以下の懲役又は  
5万円以下の罰金

**反則金** 大型…1万2千円  
普通…9千円  
二輪…7千円  
原付…6千円

**点数** 2点

## 改正後

**罰則** 1年以下の懲役又は  
30万円以下の罰金

**反則金** 適用なし  
(反則金制度の対象外  
となり、すべて罰則  
の対象に)

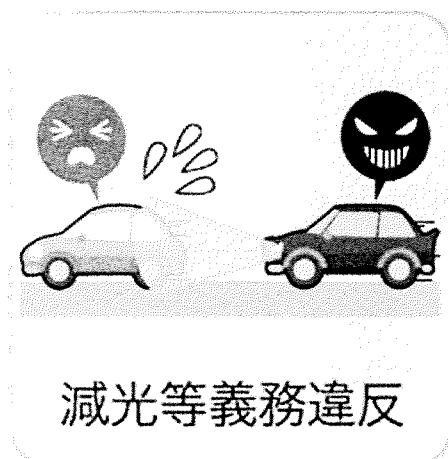
**点数** 6点 (免許停止)

# 妨害運転(あおり運転) に関する罰則の強化

妨害運転罪  
令和2年  
6月30日施行



妨害（あおり）運転の対象となる  
10 類型の違反



**前記10類型のいずれかの違反行為があり**

**※交通の危険を生じさせるおそれのある運転**

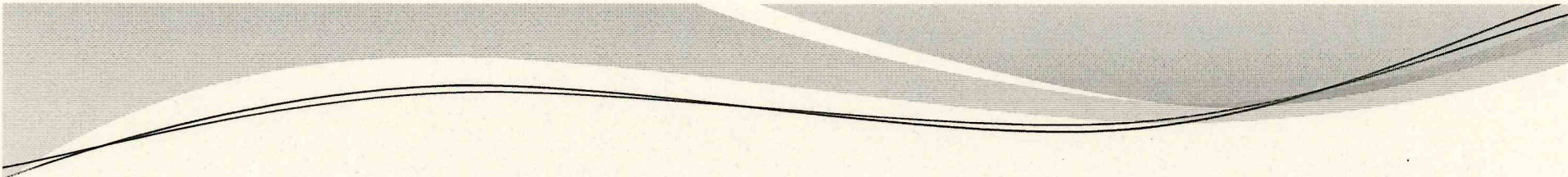
- ・懲役3年以下又は50万円以下の罰金(免許取消)**

**※高速自動車国道等で他の自動車を停止させる等、著しい交通の危険を生じさせる運転**

- ・懲役5年以下又は100万円以下の罰金(免許取消)**

**が、妨害運転罪となります。**





# 交通ルール

# バスレーン規制

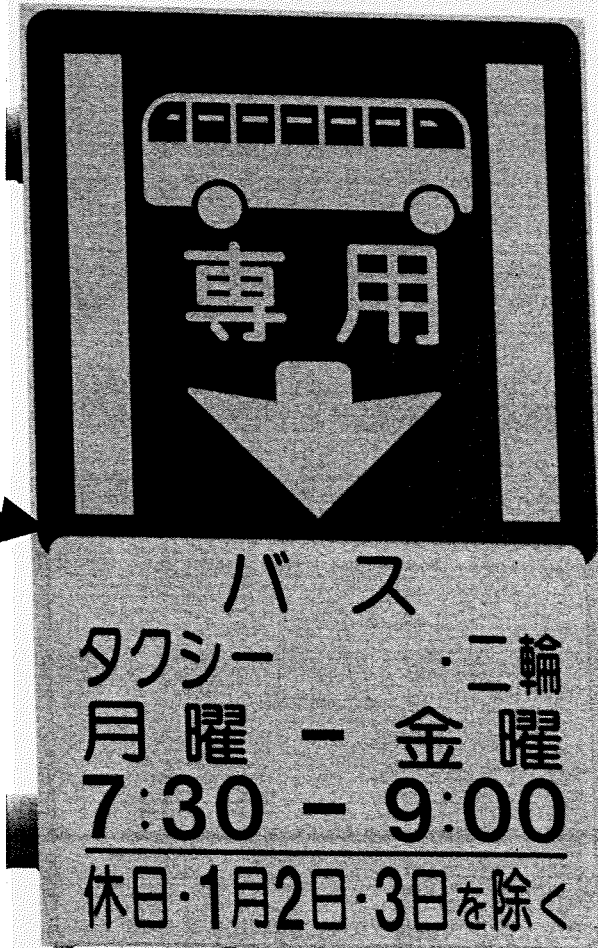
## ◎ バスレーンは、2種類あります

◎ 通行禁止違反(開南付近、国際通り等片側1車線道路)

反則金 大型：9千円 普通：7千円 違反点数 2点

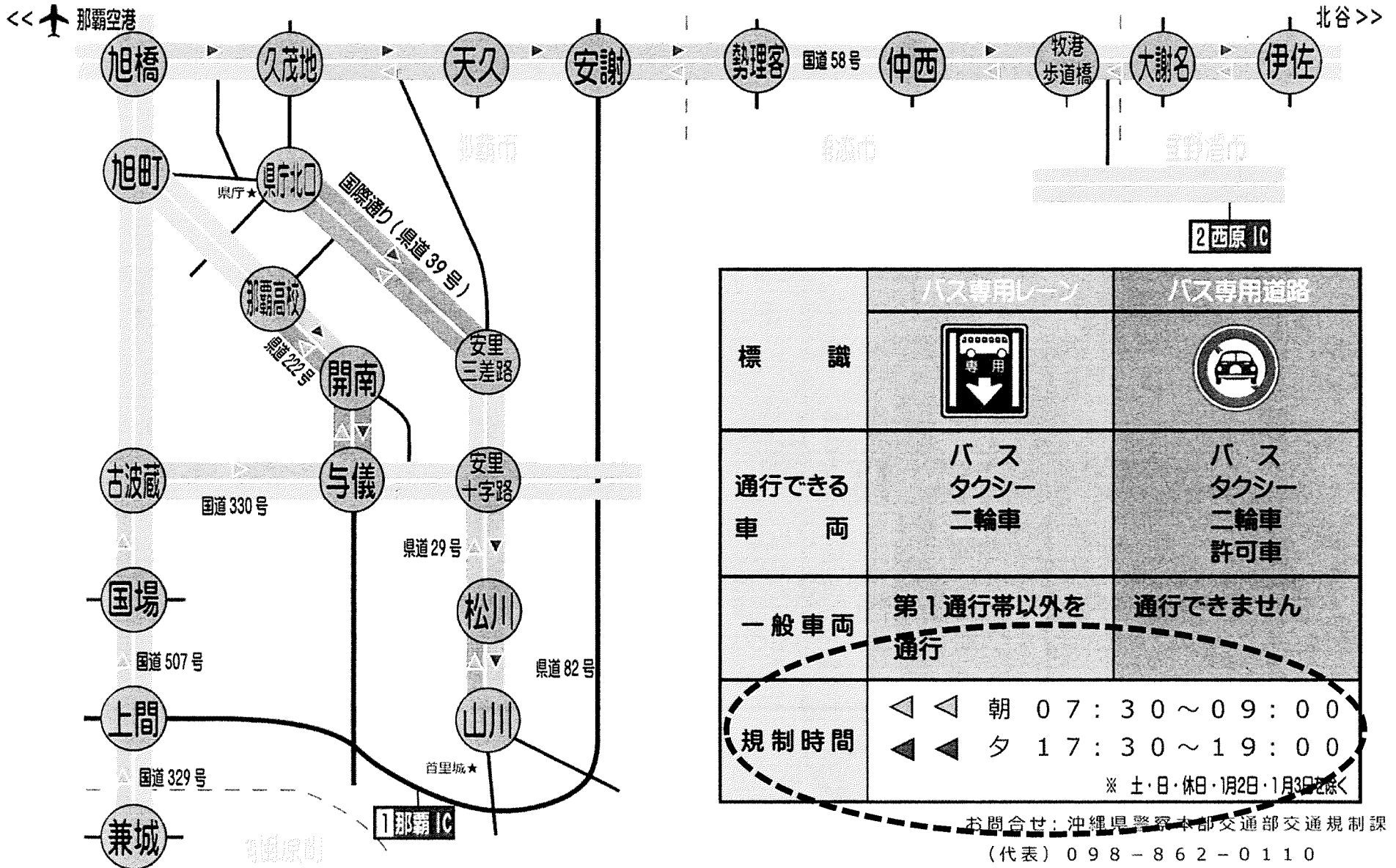
◎ 通行帯違反(国道58号等片側2車線以上)

反則金 大型：7千円 普通：6千円 違反点数 1点



**道路標識の例**

# バスレーン規制の場所



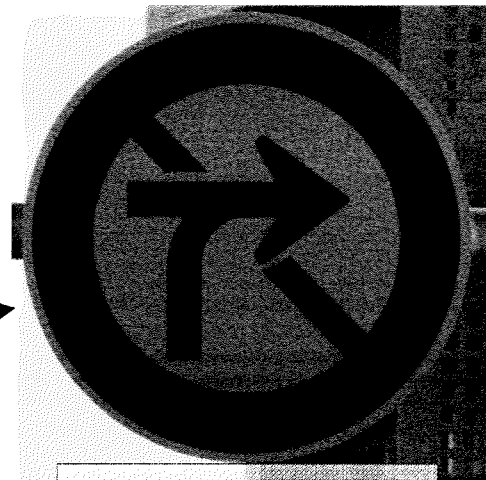


**指定横断等**

**禁止違反**

# ◎ 指定横断等禁止違反

反則金 大型：7千円 普通：6千円  
二輪：6千円 原付：5千円  
違反点数 1点



道路標識



※右折の禁止!



時間帯の規制

**指定方向外  
進行禁止違反**

# ◎ 指定方向外進行禁止違反

(指定された方向以外への方向に進行してはならない)

反則金 大型：9千円 普通：7千円  
二輪：6千円 原付：5千円

違反点数 2点



時間帯の規制





# 交通事故の現状

# 県内の交通人身事故発生状況

令和元年12月31日現在

区 分	発生件数	死者数	負傷者数
令和元年	4,075	35件・36人	4,861
平成30年	4,435	37件・38人	5,318
増減数	-360	-2件・-2人	-457
増減率(%)	-8.1	-5.4・-5.3	-8.6

# 令和元年中の沖縄県内交通事故発生状況

○ **物損事故（既届）は年間約 57,000 件**

**一日平均 約 156 件発生**

○ **人身事故（既届）は年間 4,075 件**

**一日平均 約 11 件発生**

**一日平均 約 167 件発生**

交通事故発生件数

**10日間に1件の割合で死亡事故発生**

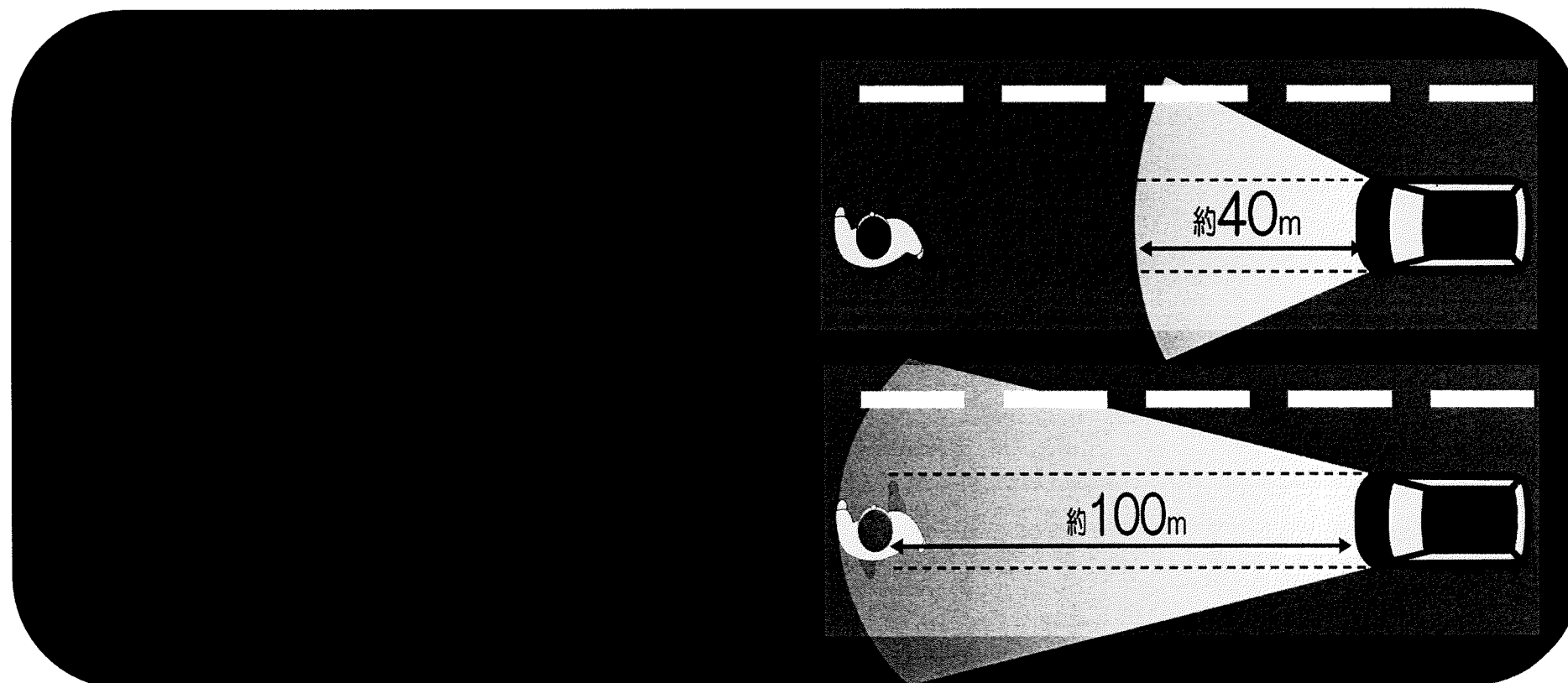


**夜間における**

**事故抑止対策**

◎ ハイビームとは  
「走行用前照灯」

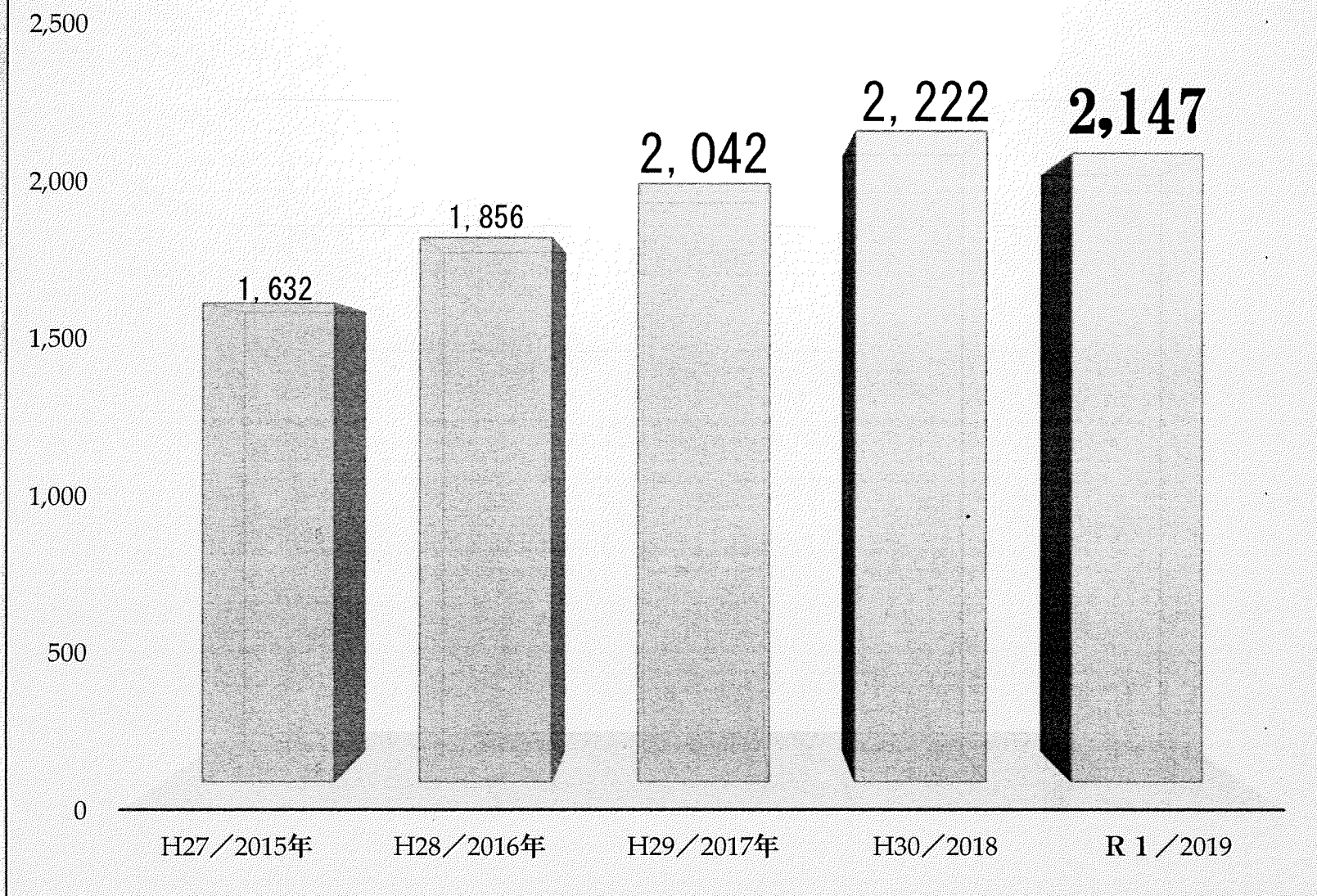
◎ ロービームとは  
「すれ違い用前照灯」



# 飲酒運転の現状



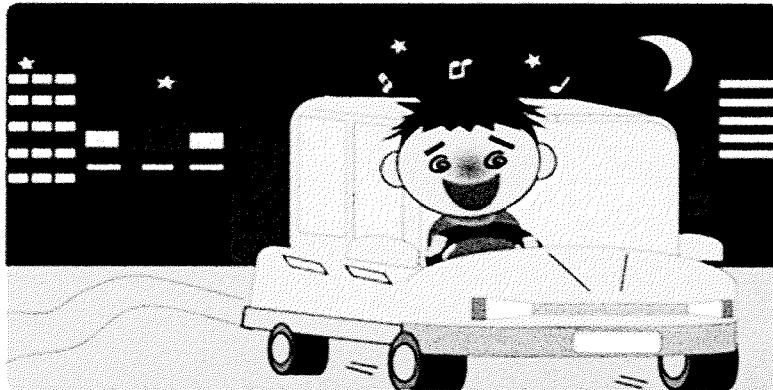
## 沖縄県内における飲酒運転検挙状況



**H27・H28・H30・R1 における飲酒運転の検挙実数**

## 運転者本人に対する罰則(第65条第1項)

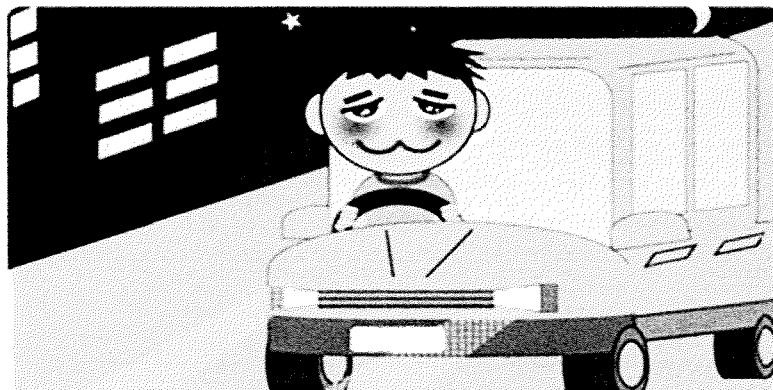
酒酔い運転の場合(第117条の2第1号)



5年以下の懲役  
又は  
100万円以下の罰金

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態  
違反点数35点 免許取消 欠格期間3年

酒気帯び運転の場合(第117条の2の2第1号)



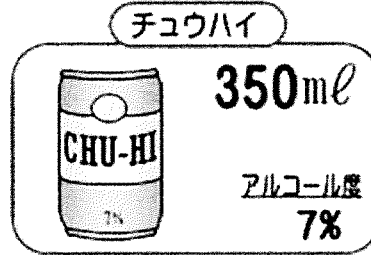
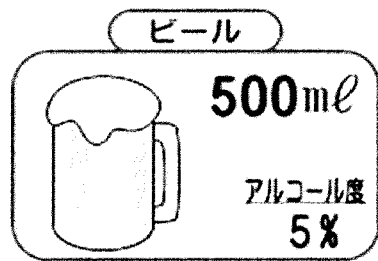
3年以下の懲役  
又は  
50万円以下の罰金

呼気1リットル中アルコール0.25mg以上 違反点数25点 免許取消 欠格期間2年  
呼気1リットル中アルコール0.15mg以上 0.25mg未満 違反点数13点 免許停止 停止90日



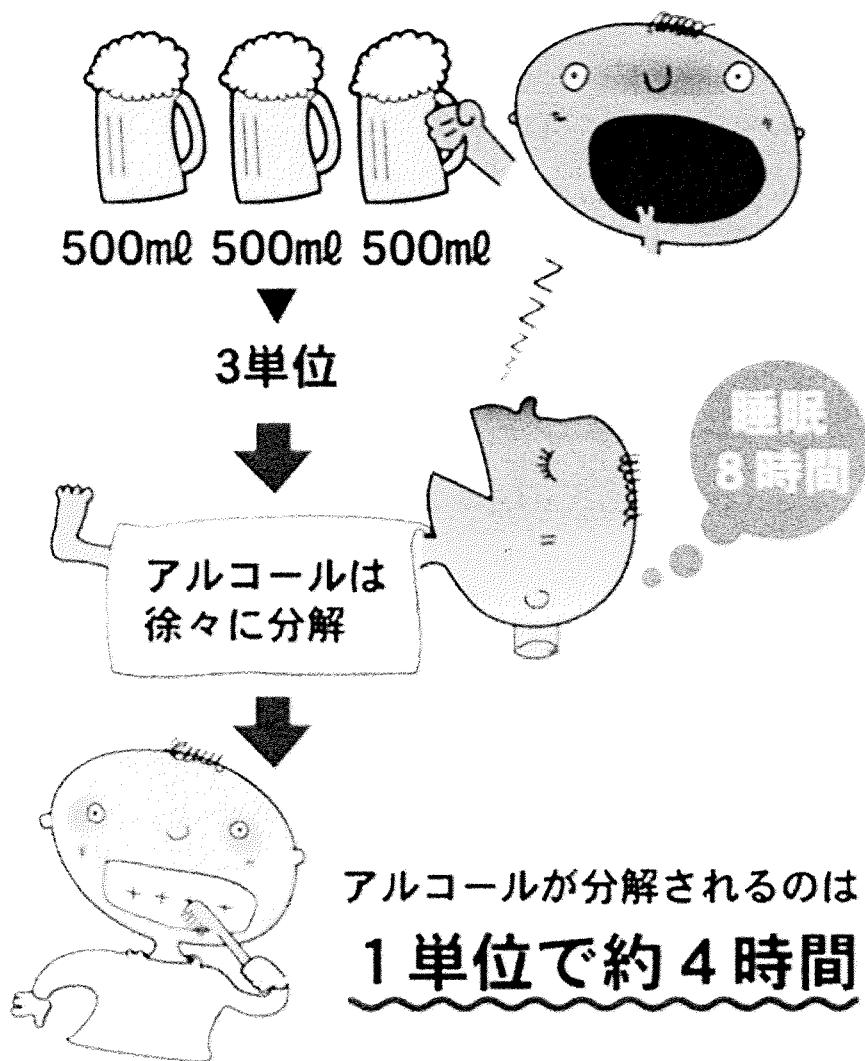
覚えてください！アルコール1単位＝  
純アルコール20gを含む酒量

## それぞれのアルコール1単位の目安



ここにあげたのは、純アルコール約20gを含む酒類です。これを「アルコールの1単位」と呼びます。泡盛やウイスキーなどアルコール濃度が高いものほど、量が少ないことが分かります。

\*\*\*\*\* アルコールの処理にかかる時間 \*\*\*\*\*



体内でのアルコールの処理は体重1kgにつき、1時間で0.1グラムという速度です。

たとえば体重60kgの人が1単位処理するには3～4時間かかります。

体重60kgの人が飲酒して8時間後に勤務したとします。

2単位ならアルコールは検出されませんが、3単位だと…？検出されることになりますね。

これはあくまでも目安です。日頃飲みすぎがたたって肝臓が弱っていたり、風薬を飲んでいたりしたら、アルコールの処理はもっと時間がかかるかもしれません。

つまり、

**3単位×4時間＝12時間**

まだ体内には約1単位分のアルコールが残った状態なのです。

# 飲酒運転者に酒類や車両を提供した者や同乗した者に対する罰則

酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある者に車両を提供した者に対する罰則(第65条 第2項)



運転者が酒酔い運転の場合  
(第117条の2第2号)

5年以下の懲役  
または  
100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転の場合  
(第117条の2の2第2号)

3年以下の懲役  
または  
50万円以下の罰金

飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則  
(第65条 第3項)



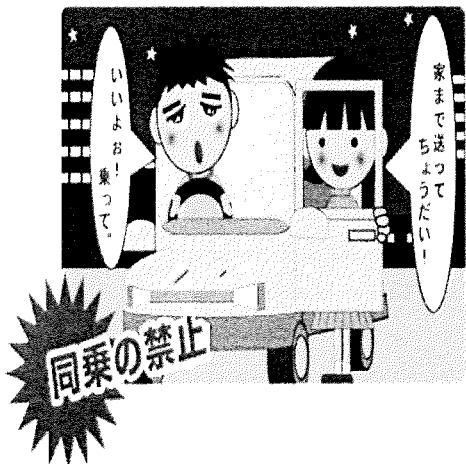
運転者が酒酔い運転の場合  
(第117条の2の2第3号)

3年以下の懲役  
または  
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転の場合  
(第117条の3の2第1号)

2年以下の懲役  
または  
30万円以下の罰金

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるように要求又は依頼して車両に同乗した者に対する罰則(第65条 第4項)



運転者が酒酔い運転の場合  
(第117条の2の2第4号)

3年以下の懲役  
または  
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転の場合  
(第117条の3の2第2号)

2年以下の懲役  
または  
30万円以下の罰金



**STOP!!**  
**飲酒運転**

 **沖縄県警察**